

内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号並びに同法施行規則第23条の規程に基づき、理事会で決議した以下の「内部管理基本方針」に則り、継続的に内部管理の整備を進め、その実効性確保に努める。

- 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - (1) 法令遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置づけ、法令遵守に係る当金庫の理念及び役職員の行動指針を「備北信用金庫行動綱領」として定め、これに則った業務運営を実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定する。更に法令遵守態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
 - (2) 法令遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部門」を設置するとともに各業務部門および営業店等毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図る。
また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接統括部門の管理者に報告、相談等を行なうことができるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置する。
- (3) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会および監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - (1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書保存規程」に基づき、適正な保存及び管理を行なう。
 - (2) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧できる。
- 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制**
 - (1) 適正な統合リスク管理を実現する為に、「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。
 - (2) 当金庫全体のリスクを一元的に管理する部門（以下、「統合的リスク管理委員会」という。）及びリスクカテゴリーごとの主管部署を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。
また、リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合的管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる部門を「ALM委員会」とする。
 - (3) リスク統括部門は、当金庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常勤理事会及び理事会に速やかに報告する。
 - (4) 内部監査部門は、統合的リスク態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会および監事に報告するとともに、必要に

して被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

- 4. 理事の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制**
 - (1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常勤理事会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は、「理事会規程（および付議基準）」および「常勤理事会規程（および付議基準）」に定める。
 - (2) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応は常勤理事会、各種委員会および担当理事等の判断に委ねる。
- 5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項**
 - (1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。
 - (2) 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常勤理事会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。
- 6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項**
 - (1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
 - (2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動および考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めるとする。
- 7. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制**
 - (1) 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告すること。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - ①理事会及び常勤理事会で決議された事項
 - ②当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③経営状況に関する重要な事項
 - ④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤重大な法令・定款違反
 - ⑥公益通報の状況及び内容
 - ⑦その他コンプライアンス上重要な事項
 - (2) 職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合は監事に直接報告できるものとする。
 - (3) 監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。
- 8. その他監事の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**
 - (1) 監事は、監事会規程および監事監査基準に基づく、代表理事との定期的会合、理事会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会計監査人等との連携を通じ、監査を実効的に行う。
 - (2) 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

リスク管理についての取り組み

金融の自由化・国際化の進展に伴い、規制緩和等により金融機関のビジネスチャンスが拡大する一方で、信用金庫業務に伴うリスクは多様化、複雑化し、従来以上に適切なリスク管理を行う必要があります。当金庫では、リスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」として制定、各部署が「リスク管理要領」により管理を行い、統括部署として統合的リスク管理委員会がリスク全体を管理しております。統合的リスク管理において、計量されるリスクについては、ALM委員会、非計量リスクについてはリスク管理委員会が協議し、常勤理事会へ定期的に報告を行い、各種リスクを総合的に管理し、経営全般にわたるリスクをコントロールする体制の構築に日々努めております。また、監督官庁による検査や審査も定期的に実施されています。

各種リスク管理について

●信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、審査室、融資部融資課、融資管理課を設置し、常に融資の基本に基づいた運用ができるように厳格な審査管理体制で臨み、加えて大口債権ヒアリングを実施し、取引先の業容の実態把握に万全を期し、不良債権の未然防止に努めております。職員に対してはOJTや外部研修への派遣、本部から営業店への臨店指導など、貸出審査能力の向上を図っています。なお、自己査定についても厳密に貸出資産を査定し、信用リスクの把握と管理を実施しております。

●市場関連リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクであります。また、それらに付随する信用リスク等の関連リスクを含めて市場関連リスクと捉えています。主な市場リスクとしては、金利の変動に伴い利益が低下ないし損失を被る「金利リスク」、有価証券価格（株式、債券等）の変動に伴って資産価格が減少する「価格変動リスク」、外国為替の変動に伴って損失の発生する「為替リスク」があります。当金庫では、ALM委員会を設置し、経済情勢、金利、為替動向などに基いて、運用・調達の方針を策定し、管理手法や各種分析を行っています。そして、安定した収益確保のため、ALM管理体制の充実・強化に努めています。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされたり、市場の厚みか不十分なこと等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより、金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、支払準備資産を信金中央金庫等へ預け入れるとともに、

信金中央金庫が緊急時の資金繰りへの対応を図るといった、業界としてのバックアップ体制が整っています。

●事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、本部監査部門が本支店に対し定期的臨店監査を実施する一方、本支店には店内監査の月例実施を義務付けているほか、日常事務ミス防止のための事務取扱規程やマニュアルの整備、本部事務部門による臨店指導、および日常業務の事務手続き上でのチェック機能が十分働くよう、研修会や各種会議などで職員教育を徹底するなど、事故の未然防止のために万全の体制をとっています。

●システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスクのことであります。さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、中国地区信金共同事務センターのオンラインシステムを利用して日常業務を行っており、また全店の全パソコンにセキュリティシステム、カード管理機を導入し、システムの安全管理と個人情報情報の漏洩防止を図るため、万全の体制で対応しております。

●法務リスク管理

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係わる法令・庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為（法令等違反行為）が発生することで金庫の信用の失墜を招き、金庫が損失を被るリスクです。当金庫では、法令等違反行為に関する報告体制の構築し推進しています。具体的には、各部署の業務執行に伴うリーガルチェックまた新商品・新規業務の開始時のリーガルチェック等をコンプライアンス統括部署と各部署と相互にチェックリスクの低減を図っています。また、業務全般の法務に関する案件について専門家である顧問弁護士と連携しています。

●評判リスク管理

評判リスクとは、風評、マスコミ報道等により金庫の評判が悪化し、信用が損なわれるリスクであります。当金庫では、透明性の高い経営に努め、各種媒体を利用し積極的にディスクロースし、金庫の健全な経営を広報しています。

内部監査体制について

当金庫では、リスク管理の実効性を高め、不正事件・事務ミス等を防止し、内部管理体制を充実・強化するために内部監査部署「監査部」を設置しています。監査部では、信用金庫の業務運営や資産の健全性確保を図る目的として、業務管理・運営部門から独立した立場から内部管理について適切性・有効性の検証を行い、問題点の是正を図るとともに、監査結果等については理事会に定期報告を行っています。

法令等遵守(コンプライアンス)の態勢

コンプライアンスとは、各種の法律・社会的ルール・当金庫の内部規程等を遵守し、倫理や社会的な規範を全うすることです。

信用金庫は、地域金融機関として中小企業の健全な発展や住民の方々の生活向上に寄与し、地域社会の繁栄に奉仕するという高い社会的使命を担っています。

社会的責任と公共的使命を全うするために法令や社会的規範を遵守し、信用金庫の役員一人ひとりが高い倫理観と使命感をもって、透明で公正な業務を遂行する必要があります。

当金庫では、コンプライアンスの実現を最重要課題の一つとして取組んでおり、経営者自らが高い企業倫理と遵法精神に則りて経営にあたり、内部管理基本方針」を定め、コンプライアンス態勢を整備し、「備北信用金庫行動綱領」、「コンプライアンス・マニュアル」、「外国為替業務に関するコンプライアンス・マニユ

アル」、「ホットライン取扱要領」、「公益通報者保護規程」の内部規程、並びに「コンプライアンス・プログラム」を制定し、遵守すべき法令及びルールを明確に、且つ全従業員への周知徹底を図っております。

また、コンプライアンス統括部署を総務部とし、全店にはコンプライアンス担当者を配置、法令等遵守態勢の充実を図っております。

一方、顧客からの苦情や意見、要望に対して真摯な態度で対応するため、「顧客サポート処理規程」、「反社会的勢力対応規程」、「利益相反管理方針」を制定し、顧客サポート態勢を構築しております。

当金庫では、皆様により一層信頼される金融機関であり続けるため、今後もコンプライアンスの徹底と実践並びにコンプライアンス意識の高揚に努めてまいります。

顧客保護等管理態勢について

当金庫は、地域の金融機関として「お客様第一の姿勢」「地域密着」に徹し、地域のお客様、地域社会から信頼されるお客様の満足度の高い金庫を目指し、顧客保護、利用者の利便性の向上に従業員一丸となって取組んでおります。

●顧客説明管理態勢

取引や商品に関するお客様への説明と情報提供を適切かつ十分に行うため主管部署を業務推進部としています

●顧客サポート管理態勢

お客様からのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情等、お客様からのさまざまなご意見を業務改善につなげるため「顧客サポート処理規程」を制定、それ

らの対応と進捗状況及び処理指示を一元的に管理する部署を総務部としています。

●顧客情報管理態勢

顧客情報の管理の適切性を確保するため「顧客情報管理規程」等制定、顧客情報管理主管部署を事務部とし、顧客情報の適切な保護を図っております。

●外部委託管理態勢

当金庫が業務を外部委託した場合に、顧客保護の観点から、その委託先の管理を適切に行うため「外部委託管理規程」を制定、外部委託先の管理を行っております。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

2006年5月1日

備北信用金庫

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

(1) 個人情報の取得

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関での借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

・お客様の個人情報は、

- ①お客様が取引に際して各種申込書や契約書等にご記入いただいた事項
- ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
- ④その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報の利用目的

当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②本人確認法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

【個人情報に関する相談窓口】 備北信用金庫 総務部 〒716-0037 岡山県高梁市正宗町1964番地の1

電話番号:0866-22-2191 FAX:0866-22-7533 Eメール:s1740000@facetoface.ne.jp

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針に則り、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

- (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
- (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

- ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども備北信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。